

# 総務教育常任委員会資料

(令和2年2月25日)

[ 件 名 ]

- ・ 税外未収金の回収への取組について 【税務課】・・・1
  
- ・ 米子児童相談所施設内虐待事案及び当該事案に係る検証チームの設置について 【行政監察・法人指導課】・・・2
  
- ・ 「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書」の再評価に係るパブリックコメントの実施について 【情報政策課】・・・4
  
- ・ 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施について 【人事企画課】・・・7
  
- ・ 令和元年度第2回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について 【資産活用推進課】・・・8
  
- ・ 西部総合事務所新棟整備に向けた現在の取組状況について 【資産活用推進課】・・・9
  
- ・ 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会の「現地視察」及び「第1回会議」の結果について 【淀江産業廃棄物処理施設計画審査室】・・・14

総 務 部



## 税外未収金の回収への取組について

令和2年2月25日  
税 務 課

### 1 税外未収金の現状

平成30年度末の税外未収債権の総額は2,384百万円（前年度比▲76百万円）で、徴収対策開始前（平成24年度末）と比較すると約3億円減少しているが、現在、回収困難な債権が積み残っている傾向にあり、引き続き債権の適正な管理及び回収を図るため、未収金の縮減に向けた取組を行っている。

### 2 本年度の取組状況

#### (1) 債権回収に係る対応

- ①外部委託（債権回収会社等）の活用。
- ②臨戸・電話催告の税務課担当者の同行・支援。
- ③回収困難案件についての法的措置（滞納処分を含む）。

#### (2) 回収不能案件の権利放棄

平成30年度の決算審査特別委員会指摘を踏まえ、実質的に回収が困難な債権として、破産免責、相続放棄等により請求先のない案件の権利放棄を行う。

<2月議会に提案している権利放棄の概要>

債 権 名	金 額	権利放棄の理由
過年度恩給過払返納金	1,130,416円	相続人全員の相続放棄(1件)
県営住宅居家賃及び損害賠償金	4,993,373円	破産免責(1件)、相続人全員の相続放棄(1件)
進学奨励資金貸付金返還金	781,860円	破産免責(2件)
病院事業診療費	1,331,801円	破産免責(6件)
合 計	8,237,450円	(11件)

#### (3) 債権回収のスキルアップ

- ①研修会開催による納付交渉技術、法律的知識の習得等。
- ②税務課担当者との臨戸・電話催告等による納付交渉技術の習得。

### 3 今後の方針

○滞納者の情報共有とその活用（「鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部を改正する条例」が成立した場合）

滞納者の情報を庁内で名寄せし、共通の滞納者の情報を共有することによって、効率的な債権回収を行うと同時に、多重債務が判明した場合には福祉窓口へつなげる支援を行う。

○権利放棄の適用案件の検討

当面は、破産免責、相続放棄等により請求先のない案件の権利放棄を行うが、これらの案件の状況のみを、適用案件の拡大（行方不明者、実態のない法人等）を検討する。

○外部委託の幅広い活用

より効果的な債権回収を行うため、外部委託を回収困難案件以外にも幅広く活用する。

## 米子児童相談所施設内虐待事案及び当該事案に係る検証チームの設置について

令和2年2月25日  
家庭支援課  
行政監察・法人指導課

米子児童相談所の一時保護所において、夜間指導員（県の特別職非常勤職員）が入所児童に対し、児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待（施設内虐待）に該当する行為を行う事案が発生しました。

今後、同様の不祥事が発生しないよう再発防止策を徹底するため、外部有識者による検証チームを設置し、第1回のチーム会議を下記のとおり開催します。

なお、検証チーム会議の事務局及び検証結果報告書の作成等は、県の業務の監察を所管する総務部行政監察・法人指導課が担い、客観性・中立性を確保します。

### 記

#### 1 事案の概要

- (1) 被害を受けた児童 女子児童2名
- (2) 加害職員 夜間指導員（特別職非常勤職員）
- (3) 事案の詳細と発覚の経緯

- ・令和元年7月から8月にかけて、2名の被害児童に対し、複数回、夜間に同児童が宿直室を訪れた際、下着姿で対応したり、懐抱行為（いわゆるハグ）を行った。また、被害児童の1人に対し、1度、夜間に同児童が宿直室を訪れた際、キス行為を行った。
- ・8月下旬、児童から被害をほのめかす言動（児童相談所は安全な所ではないなど）が見受けられ、職員側も異変を察知し、職員の説得により、9月上旬に児童が被害を打ち明けたことにより、事案が発覚した。
- ・児童からの訴えを聴取し、加害職員に対し事実関係を聴取したところ、「下着姿での対応、懐抱行為（いわゆるハグ）、キスをした」ことを認めた。
- ・事案発覚直後に、この事実を捜査機関（警察と検察）に報告した。なお、司法上の処分は、警察は12月に強制わいせつの疑いで鳥取地検米子支部に書類送検。その後、鳥取地検米子支部は、県健全育成条例違反で略式起訴し、12月23日付で罰金10万円の支払いが命じられた。

#### (4) 処分

当該夜間指導員を令和2年1月27日付けで解職するとともに、職員に対する指導等が不十分であったとして、米子児童相談所の所長に対し文書訓告を、判定保護課長に対し口頭注意を行った。

#### (5) 事案発生の要因

- ・非常勤職員には採用時に研修を行うのみで、継続的な研修が未実施など施設内虐待防止に関する米子児童相談所の組織としての対応が不十分であった。
- ・適切な距離感を保ち、児童と接することの重要性に関する職員指導が徹底されていなかった。

#### (6) 現段階で実施又は実施予定の再発防止策

- ・米子児童相談所の組織体制の見直し（職員定数3名増と一時保護課新設。令和2年4月～）  
【2月議会提案中】
- ・夜間の一時保護所の体制見直し（夜間は、宿直2名体制）
- ・職員研修の徹底（非常勤職員を含め全職員への施設内虐待研修の実施や内容の充実）
- ・一時保護所業務マニュアルの整備（従前のマニュアルの見直し、一時保護所の倫理規程の作成）
- ・一時保護所業務の引継ぎ内容の改善（業務日誌に加え、定期的な職員面談の実施）
- ・子どもの権利擁護に関する取組の充実（児童への定期的なアンケート調査の実施）

・第三者評価の受審（令和2年度受審）【2月議会提案中】

## 2 米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム

### (1) 目的

児童相談所の体制強化も含めた再発防止策の具体案を検討する。

### (2) 検証チーム調査員

分野	所属	氏名
弁護士	米子東町法律事務所 子どもの人権広場代表世話人	安田 寿朗
児童養護施設等関係者	児童養護施設 鳥取こども学園園長	田中 佳代子
学識経験者(児童福祉分野)	鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授	菅田 理一
保護者	鳥取県PTA協議会 副会長	荒瀧 美由紀

### (3) 第1回検証チーム会議の開催

日時 令和2年2月26日（水）午後3時から5時

場所 米子コンベンションセンター第1会議室（米子市末広町294）

### (4) 今後のスケジュール（予定）

令和2年4月頃までに、全3回程度の会議を開催し、検証結果報告書の取りまとめを行う。

# 「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書」の再評価に係るパブリックコメントの実施について

令和2年2月25日  
情報政策課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）に係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書を再評価するにあたり、必要となるパブリックコメントを次のとおり実施します。

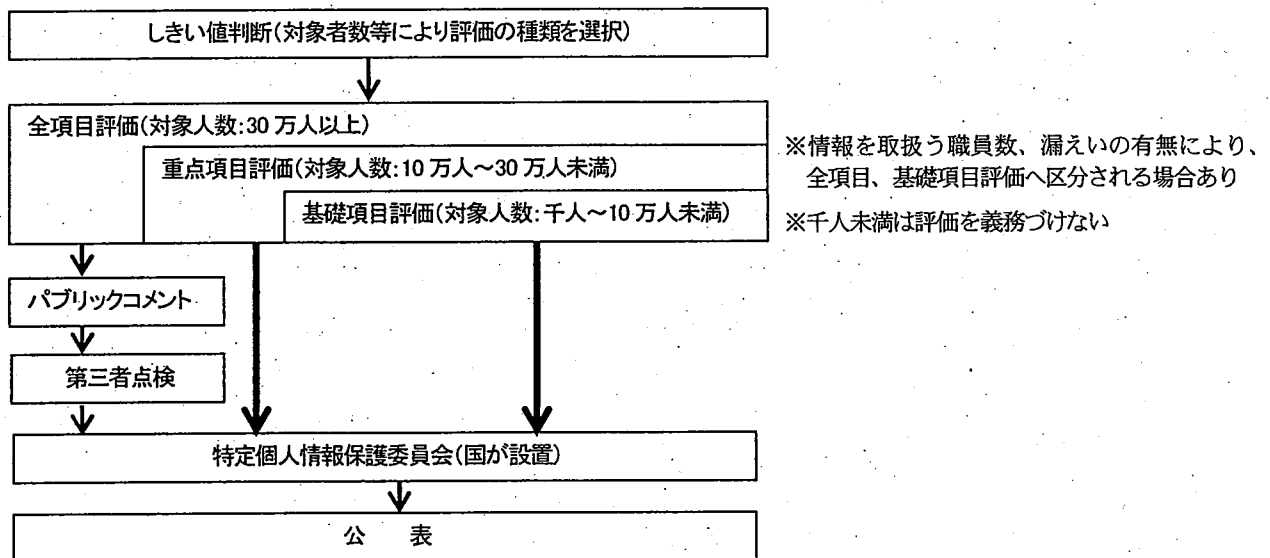
※当該ネットワークシステムの特定個人情報保護評価は、平成27年実施に続き2回目となります。

## 1 特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは、番号法に基づき、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイルを保有しようとする前に地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言（評価書の作成）するものである。

特定個人情報保護評価は、番号法に基づく規則の規定により、直近の実施から5年を経過する前に再評価を行うこと（努力義務）とされており、全項目評価に該当するものは、住民の意見聴取（パブリックコメント等）及び有識者による第三者点検を実施する必要があるとされている。

### <特定個人情報保護評価の流れ>



## 2 再評価対象とする住基ネットについて

### (1) 再評価の対象とする根拠

平成26年度の番号法の施行及び住民基本台帳法の一部改正により、住基ネットにおいて、市町村長から都道府県知事に通知される本人確認情報に個人番号（マイナンバー）が追加され、これに伴い都道府県サーバでもマイナンバー情報を保有している。鳥取県が住基ネット都道府県サーバで保有する特定個人情報ファイルの対象人数は、30万人を超えることから、全項目評価の対象となる。

※対象人数は約56万人（全項目評価を実施するのは鳥取県では住基ネットのみ）

### (2) 再評価の実施内容

前回（平成27年6月）に引き続き、基礎項目評価書及び全項目評価書を作成する。

※概要は、別紙「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）の概要」のとおり。

### 3 今後のスケジュール

令和2年2月28日(金)～3月27日(金)・・・パブリックコメント実施

令和2年4月下旬～5月・・・第三者点検(鳥取県個人情報保護審議会)

令和2年5月下旬～6月・・・特定個人情報保護委員会へ評価書の提出、公表

(別紙)

## 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 の特定個人情報保護評価書(案)の概要

### 1 宣言概要

#### (1) 評価対象となる事務

##### ア システムの名称

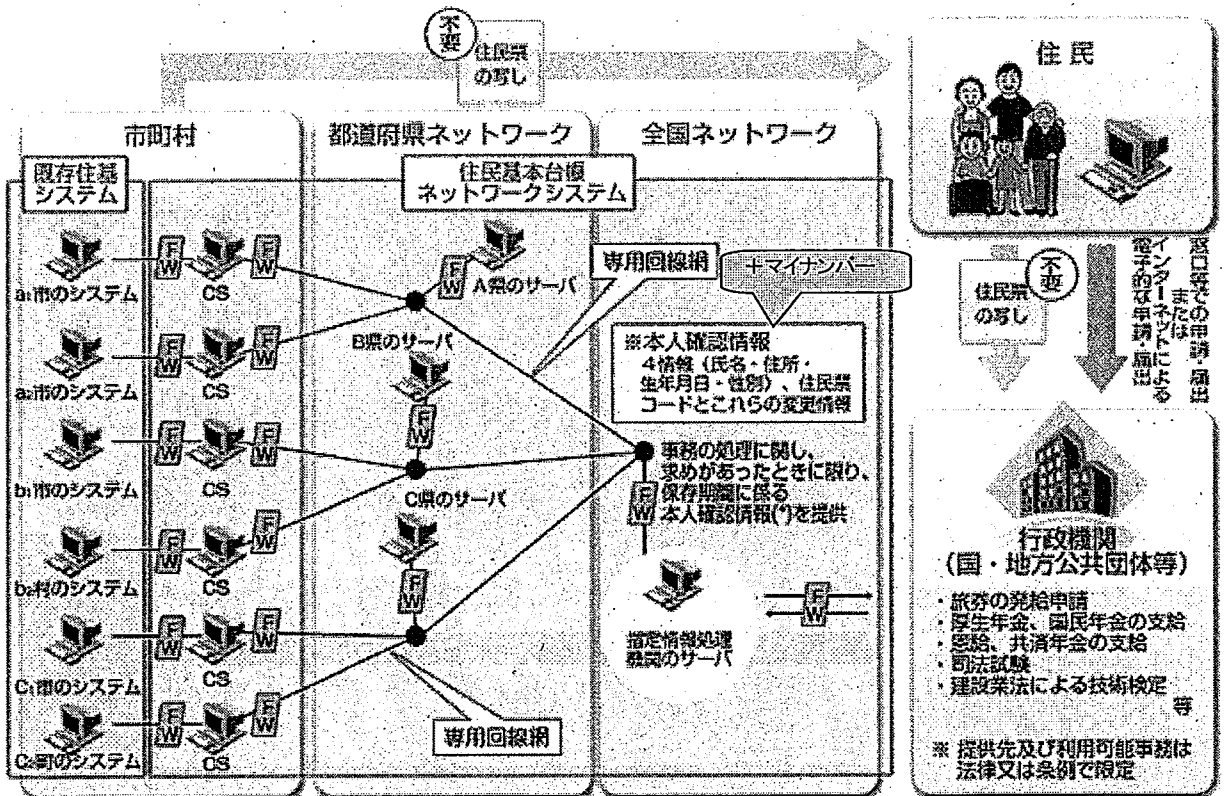
住民基本台帳ネットワークシステム

##### イ 事務の内容

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の更新、情報の提供及び開示等を行う。

##### ウ 取り扱うファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル(内容:鳥取県内の住民基本台帳に記録された住民の個人番号、氏名等の4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)



※ CS (コミュニケーションサーバ) … 各市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータ

※ FW (ファイアウォール) … 不正侵入を防止するコンピュータ

#### (2) 主なリスク対策

##### ア 特定個人情報の入手

- ・市町村からの住基ネット(専用回線)による通知に限定。
- ・情報の正確性、真正性は市町村における厳格な本人確認により担保。

##### イ 特定個人情報の使用

- ・使用者を静脈による生体認証により限定、かつ使用する端末の操作権限の限定付与。

##### ウ 特定個人情報の保管・消去

- ・情報の保管場所への入退室管理やセキュリティ更新プログラムの更新作業等の対策を実施。
- ・情報は市町村の住民基本台帳の更新等に合わせて実施し、整合性を担保。

##### エ 自己点検・監査

- ・リスク対策等が評価書の記載内容のとおり実施されているか等を自己点検及び内部監査により確認。

##### オ 従事者への教育・啓発

- ・住基ネットのシステム操作者に対し、必要な知識の習得及びセキュリティに関する研修を実施。



# 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施について

令和2年2月25日  
行財政改革局人事企画課  
人事委員会事務局

「就職氷河期世代」と呼ばれる雇用環境の厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代を対象に、下記のとおり職員採用試験を実施することとしましたので報告します。

## 記

### 1 鳥取県職員採用試験（氷河期世代チャレンジ枠）の概要

#### (1) 目的

国全体で進める就職氷河期世代支援の一環として、職務経験等を不問とする職員採用試験を新たに実施する。

※「就職氷河期世代」（総務省公務員部による定義）

いわゆる「就職氷河期世代」については、概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた世代を指し、平成31年4月現在、大卒で概ね37～48歳、高卒で概ね33～44歳に至っている。

#### (2) 試験概要（名称：「氷河期世代チャレンジ枠」）

・年齢要件	30歳以上49歳以下（R3.4.1時点年齢）
・職務経験	不要
・採用予定者数	事務4名、土木1名、警察行政2名
・受付期間	3/6（金）～4/6（金）
・試験日及び場所	第1次試験：5/10（日） 県内（鳥取、米子）、東京、大阪 第2次試験：6月中旬 鳥取
・採用候補者発表時期	6月下旬（警察行政は7月上旬）
・採用時期	9月～翌年4月1日までの間（可能な限り本人の事情に配慮）

#### (3) 特徴

○従来、民間企業等経験者対象試験で設けている職務経験の要件を設けないこと

○県外で就業している本県出身者等が受験しやすいよう、第1次試験の会場を県外（東京、大阪）にも設けること

○本人の事情に配慮し、採用時期を4月よりも前倒し可能とすること

※入庁後は、通常の新規採用者研修とは別に中途採用者向けの研修実施等、フォローを充実する

#### 【参考】R2.1.23付 高市早苗総務大臣書簡 都道府県知事宛（抜粋）

就職氷河期世代支援のための中途採用については、昨年来、先行的に取り組まれている団体がありますことに、心から敬意を表します。

今後、支援プログラムや行動計画に沿ってさらに正規雇用者を増加させていくためには、組織トップである皆さまのリーダーシップにより中途採用者層に、就職氷河期世代を取り込んでいくことが重要と考えております。

貴職におかれましては、本施策の趣旨をご理解いただき、積極的な中途採用の実施について、ご協力をお願い申し上げます。

### 2 採用試験全体の概要（大卒・社会人経験等）

コース		対象年齢	その他要件・特徴等
大卒	事務、警察行政、その他の専門職	22歳～35歳	スタンダードな公務員試験
	事務（キャリア総合コース）		教養試験に代えて民間企業で採用されている基礎能力試験を実施し、専門試験は課さない。
民間	民間企業等経験者対象	年齢フリー（59歳以下）	職務経験が5年以上（非常勤可）
氷河期世代チャレンジ枠		30歳～49歳	職務経験を問わない。 教養試験に代えて民間企業で採用されている基礎能力試験を実施し、事務及び警察行政は専門試験を課さない。

※対象年齢はR3.4.1現在

## 令和元年度第2回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について

令和2年2月25日  
資産活用推進課

県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置している「県有施設・資産有効活用戦略会議」の令和元年度第2回会議を下記のとおり開催しました。

### 記

- 1 日 時 令和2年1月28日(火) 午前10時～10時30分
- 2 場 所 県庁第4応接室
- 3 出席者 副知事(座長)、各部局長等
- 4 概 要

#### (1) 青谷上寺地史跡公園整備へのPFI手法導入について

青谷上寺地史跡公園整備について、「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」に基づき、コンサルタントによるPFI導入可能性調査結果を参考とした評価(第二次検討)を実施した。

⇒ その結果、PFI手法を導入せず、文化庁の補助金を活用しながら従来型手法(県直営)で整備するとともに、運営面では専門的知見を持つ県職員が担わなければ支障のある業務を除き、指定管理者制度を導入することを決定した。

#### <評価の理由>

- ・事業対象範囲を公園全体とすれば、VFM(バリュー・フォー・マネー)を勘案するとPFI手法による整備は理論的に可能であるが、事業者の参画意欲が必ずしも高くない上、行政のコスト削減効果が小さい。
- ・文化庁補助金が10年程度に分割して交付されることで、工期が長期に渡ることによる事業費の物価変動リスクや、補助金交付に対応した工期変更(それに伴う行政コスト増)が懸念される。
- ・地元をはじめ早期着手が望まれる中、PFI手法を導入する場合は、事業着手までに今後2年間は必要。

#### (2) PPP/PFI事業の検討状況及び県・米子市の体育施設のあり方検討について

美術館、発電施設、西部総合事務所新棟それぞれのPPP/PFI事業及び県・米子市の体育施設のあり方検討の進捗状況について報告を行った。

- ①美術館 1月15日に事業者選定結果を公表。2月議会に契約締結の附議案を提案。
- ②発電施設 2月中に優先交渉権者の決定及び公表を予定。
- ③西部総合事務所 4月に実施方針公表、7月に事業者募集開始予定。
- ④県・米子市の体育施設あり方検討 R2年度予算 利用者や地元自治会、有識者による検討組織を作り、検討を更に進める予定。

PPP・・・Public Private Partnership の略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。(PFIもPPPの一手法)

PFI・・・Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。

VFM・・・Value For Money の略。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合のこと。

# 西部総合事務所新棟整備に向けた現在の取組状況について

令和2年2月25日  
資産活用推進課

現在、鳥取県西部総合事務所新棟（米子市役所鞆町分庁舎）の整備等にかかるPFI法に基づく実施方針策定等の作業を行っているところですが、その状況については下記のとおりです。

## 記

### 1 今後のスケジュール

- 令和2年4月 実施方針、要求水準書（案）の公表  
6月 委託料（サービス購入費）の債務負担行為設定  
※令和2年6月県議会で附議予定  
7月 特定事業の選定、事業者募集の開始  
10月 応募書類の受付  
令和3年1月 優先交渉権者決定・公表  
3月 事業契約の締結  
※契約額が5億円以上のため、令和3年2月県議会で附議予定

### 2 検討中の実施方針の主な内容

#### (1) 特定事業の選定に関する事項

- ア 事業方式 BTO方式 (Build-Transfer-Operate) 及びRO方式 (Rehabilitate-Operate)  
※BTO:庁舎完成後に所有権を移転し、維持管理実施 RO:既存施設を改修後、維持管理実施  
イ 事業期間 事業契約締結日から令和21年3月31日まで  
ウ 事業の範囲  
(ア) PFI事業 施設整備業務（事前調査、設計、建設、解体撤去、工事監理、備品調達）  
維持管理業務（建物・設備・外構の保守管理、修繕更新、清掃・警備等）

#### (イ) 民間収益事業（任意）

- エ 事業者の収入 ・施設整備業務及び維持管理業務の対価（県からのサービス購入料）  
・民間収益事業の収入（任意）

- オ 事業スケジュール 事業契約の締結 令和3年3月（令和3年2月県議会で附議予定）  
設計・建設期間 事業契約締結日～令和5年9月30日  
維持管理期間 令和5年10月1日～令和21年3月31日  
供用開始日 令和5年10月中

#### (2) 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

- ア 事業用地 米子市鞆町1丁目160番地外（敷地面積 21,299㎡）  
イ 施設構成

#### (ア) 庁舎施設

	入居部局		諸室等
既存棟(本館、新館) [改修] 間仕切り等	県	地域振興局、福祉保健局、 農林局、生活環境局、教育局、 米子工事検査事務所	事務室、会議室、倉庫、 食堂等

新棟 [新設] 規模 4,000 m <sup>2</sup> 程度 ※機械室は浸水対策 で2階以上に配置	県	県土整備局	事務室
		生活環境局（建築住宅課）	事務室
	米子市	都市整備部	事務室
		機械室	中央監視室、高圧受変電設備、低圧配電盤設備、非常用発電機設備、消防設備、受水槽及び飲料水用揚水ポンプ等
その他 共用部等	会議室、倉庫、エントランスホール、廊下・階段、便所等		
外構その他 [改修]	駐車場、駐輪場、植栽、囲障、舗装等		

(イ) 民間収益施設（任意）

- ・地域住民の利便性向上に資する、商業施設（コンビニ等）、健康・福祉施設（クリニック、フィットネスクラブ、子育て関連施設）、教育施設（学習塾、専門学校）等の提案を期待。  
※ただし公用車、庁舎利用者の駐車場台数の確保が前提
- ・別の建物を設置する場合、用地は事業用定期借地権を設定し、有償で貸付け。

ウ 施設の配置 新棟及び民間収益施設の配置については、今後想定される既存棟の建替え及び民間による用地活用を考慮した提案を求める。 ※令和元年6月県議会での議論

(3) 民間事業者の募集及び選定に関する事項

ア 募集及び選定方法 公募プロポーザル方式

イ 審査及び優先交渉権者決定の手順

審査会を設置し、資格審査と提案審査の二段階で実施。（提案審査は、価格審査と性能審査を実施）

【審査会委員】

区分	氏名	役職等
委員長	入江道憲	公認会計士・税理士
委員	浅井秀子	鳥取大学工学部准教授
	井上靖朗	鳥取県総務部長
	辻 佳枝	米子市総務部長
	中山実郎	鳥取環境大学経営学部教授

ウ 入札参加者の要件

- ・特別目的会社（SPC）構成員への県内事業者の参加、本店の県内設置を義務付け
- ・その他、専門工事種（電気、管工事、造園等）毎の県内事業者を構成員とした場合は、審査時の評価対象とすることも検討

(4) 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

ア リスク分担 基本的にはPFI事業者がリスクを負担する仕組みを想定。

イ 業務品質の確保 ・事業者によるセルフモニタリングの実施

・県によるモニタリング実施及び結果に対する措置（改善勧告や減額あり）

(5) 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

・県と事業者は誠意を持って協議する旨、紛争処理機関等

(6) 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

・事業契約で定める事由に応じて県及び事業者の責任で必要な措置を実施

（事業者が要求水準を満たさず改善されない、財務状況の悪化などの場合、県は契約解除権あり）

### 3 検討中の要求水準書の主な内容

#### (1) 総則

##### 要求水準の位置づけ

- ・事業に求める最低水準を定めるものであり、記載事項を満たす限り、自由に提案可能。
- ・審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案は欠格。
- ・PFI事業者の提案内容における水準が要求水準を上回るときは、当該内容が優先的に適用。

#### (2) 施設整備

##### ア 施設整備の基本方針

- ①機能的でコンパクトな庁舎                      ②県民の安全安心な暮らしを支える拠点となる庁舎
- ③長期間有効に使い続けられる庁舎

##### イ 施設整備の基本性能

環境保全、安全性、機能性、経済性の分野ごとに求められる基本性能を確保し、バランスの取れた合理的な機能的な庁舎を整備

##### ウ 新棟

###### (ア) 土地利用・動線計画

- ・新棟及び民間施設用地の配置について、PFI事業者は事業用地内において今後想定される既存棟の建替え及び民間による用地活用を考慮。

###### (イ) 建築計画

- ・県国土整備局、市都市整備部（建築企画課、都市整備課、道路整備課）は各所属に必要な諸室をフロアごとに集約して配置
- ・県生活環境局（建築住宅課）と市都市整備部（建築相談課、住宅政策課）は同一フロアに配置。

###### (ウ) 構造計画

- ・耐震性能、耐風圧性能、耐雪・耐寒性能を規定。

###### (エ) 設備計画

- ・自家発電設備は、災害時に72時間運転できる燃料を備蓄。
- ・熱源設備（冷房熱源、暖房熱源、給湯用熱源）はエネルギー燃料の種別を含め、応募者の提案による。

##### エ 本館及び新館

- ・既存の躯体を維持した上で、原則として間仕切り等の再配置により再整備を実施。
- ・電力供給設備、通信設備、熱源設備等は新棟に新設する設備で対応。
- ・ペレットボイラー棟の除却に伴い、空調システムを再構築。

##### オ 外構施設

(ア) 駐車場 公用 100台 来庁者用150台 以上

(イ) その他 駐車場を含む構内の動線を県道との接続を考慮しつつ、必要に応じて見直し

#### (3) 施設整備業務の実施

##### ア 基本事項

- ・施設整備業務、民間収益事業の工程表を作成し、県に提出。
- ・竣工及び県への引き渡しを令和5年9月30日よりも早める提案も可。

##### イ 各業務

業務	内容
事前調査業務	必要に応じて、土壌汚染に関する調査、電波障害対策調査等を実施。

設計業務	・基本設計、実施設計、解体設計等を実施し、業務完了後、設計図書を県に提出。
建設業務	実施設計図書に基づき実施。必要な記録及び報告書を作成・提出。
解体撤去業務	旧米子警察署、ペレットボイラー棟、機械室（設備のみ）を解体・撤去。
工事監理業務	工事監理者及び主任技術者を選任し、工事監理業務計画書を作成の上、建築士法上の立場で業務を実施。
備品調達及び設置業務	必要な備品等を購入し設置。 ※既存事務室の机、椅子、ロッカーについては、基本的にはそのまま現在使用のものを移設。

#### (4) 維持管理業務

##### ア 基本方針

- ・維持管理業務の期間 庁舎施設の引渡日より事業期間終了まで
- ・維持管理業務に関する「日報」「月報」を業務報告書として作成し、「月報」は翌月10日までに県へ提出。

##### イ 各業務

業務	主な内容
建物保守管理業務	庁舎施設について、建築基準法第12条に定める法定点検を実施。
設備保守管理業務	各種設備について、建築基準法第12条に定める法定点検を実施。
外構保守管理業務	外構施設について適切な保守管理を行うとともに、積雪時には出入口、構内通路、駐車場、駐輪場の除雪・排雪を実施。
修繕更新業務	庁舎施設（既存棟を含む）、設備、外構施設等について、必要な修繕、更新を実施。
清掃業務	定期的に庁舎施設（既存棟を含む）、設備、外構施設等の清掃とゴミ処理を実施。
環境衛生管理	庁舎施設（既存棟を含む）について、空気環境測定、貯水槽清掃、水質検査、害虫駆除を実施。
植栽管理業務	庁舎敷地内の植栽について、必要かつ適切な保護、育成、処理を実施。
警備業務	庁舎施設及び施設内備品等の財産、外構施設を含む敷地全体について、人的警備と機械警備の組み合わせにより防災・防犯警備を実施。
駐車場等管理業務	駐車場、駐輪場について、施設管理上で必要な監視警備、点検、保守、経常的修繕を実施。

#### (5) 民間収益事業

- ・地域住民の利便性向上に資する、商業施設（コンビニ、飲食施設）、健康・福祉施設（クリニック、フィットネスクラブ、子育て関連施設）、教育施設（学習塾、専門学校）等の提案を期待。
- ・用地は事業用定期借地権を設定し、PFI事業者の有償で貸付け。

#### (6) 経営管理

- ・PFI事業者は、経営について適正に管理し、事業の安定性を維持するとともに、業務を効率的かつ効果的に実施できる体制を構築。
- ・PFI事業者は、株主総会、取締役会、計算書類等の資料を所定の日までに提出。

#### 4 検討中の優先交渉権者決定基準の主な内容

##### (1) 審査の方法

- ・応募者の備えるべき参加資格要件に関する「参加資格審査」及び提案の内容に関する「提案審査」の二段階で実施。
- ・提案審査は、応募書類の内容の性能的な評価（性能評価）により性能評価点を算出し、提案価格及び提案借地料の定量的な評価（価格評価）により価格評価点を算出した上で合計点を算定。

##### (2) 審査基準

- ・性能評価について「事業全般に関する計画」「PFI事業の施設整備計画」「PFI事業の維持管理計画」といった審査項目ごとに、評価の視点に基づき評価し、加点を実施。
- ・特に「鳥取県PPP/PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針」を踏まえ、「地域社会及び地域経済への配慮」や、今後想定される既存棟の建替え及び民間による用地活用にかかる「土地利用・動線・外構計画」について、重点的に加点することを想定。

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会の「現地視察」及び「第1回会議」の結果について

令和2年2月25日  
淀江産業廃棄物処理施設計画審査室

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会の「現地視察」及び「第1回会議」を開催したので、結果について報告します。

### 1 現地視察

- (1) 日時 2月16日(日) 午前9時から正午
- (2) 場所 事業計画地、福井水源地、塩川、三輪山(みわやま)の清水、天の真名井 等
- (3) 委員 しまだじゅん 嶋田 純 熊本大学名誉教授、すぎたふみ 杉田文 千葉商科大学教授、いとうひろこ 伊藤浩子 一般財団法人地域地盤環境研究所主任研究員、かつみたけし 勝見 武 京都大学大学院教授、こだまよしのり 小玉芳 敬 鳥取大学教授
- (4) 内容 地層の露頭部分、ボーリングコア(サンプル)、周辺水源を確認

### 2 第1回会議

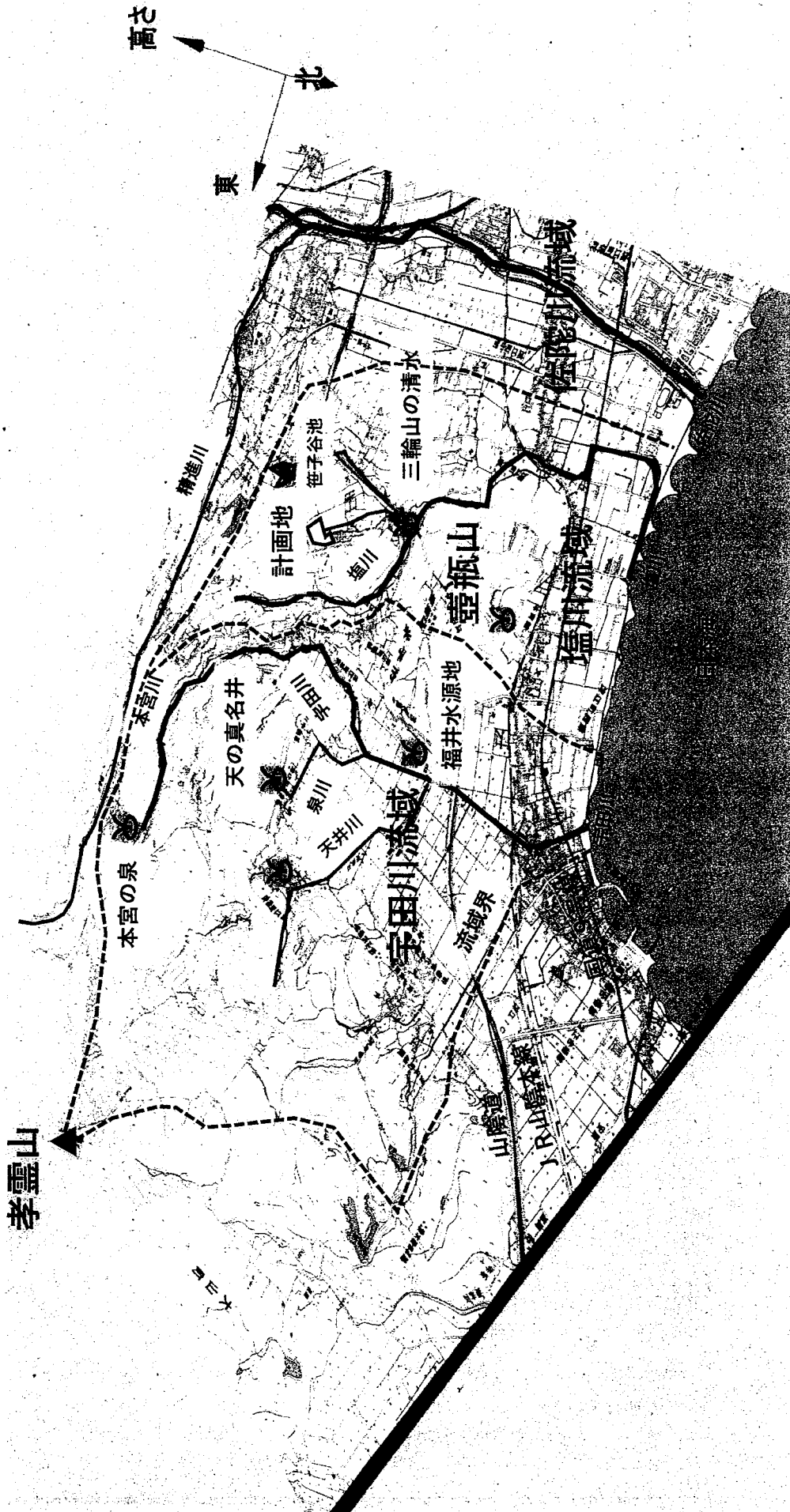
- (1) 日時 2月16日(日) 午後2時から3時40分
- (2) 場所 米子ワシントンホテル 2階「らん」
- (3) 委員 前述のとおり
- (4) 結果
  - ア 会 長：嶋田純 熊本大学名誉教授に決定。(委員の互選による)
  - イ 公開規程：各委員から事前に伺った意見に沿って作成した案(=傍聴定員30名、別室モニター傍聴室の準備、遵守事項(撮影・録音の禁止、議事妨害の禁止等)に違反した場合の退場などの定め)を決定。
  - ウ 調査方針：次の意見に沿って調査計画を検討していくことを決定。  
(主な意見)
    - 追加ボーリングは必要。  
ただし、具体的な場所、箇所数、深さなどについては、改めて検討する。  
また、既存のボーリングも、使えるものはなるべく活用する。
    - 解析方法は、3次元シミュレーションを検討する。  
範囲は、(北側)日本海、(南側)精進川、(東側)孝霊山の尾根筋、(西側)佐陀川まで。(約30平方km)
    - 調査期間は、1年半~2年程度かかる。
      - ・基礎データの収集(地層・地質データ、地下水の水位・水質観測、  
河川の流量観測など) ⇒ 1年以上
      - ・3次元シミュレーションのモデル設定、検証 ⇒ 半年~1年
    - 追加の資料として、調査範囲内の川の流量データ、気象データ、既存の井戸データ(水位、水質)等の収集が必要。
    - 地下水位、河川の流量観測は、なるべく早めに観測を始めた方が良い。
- (5) 傍聴者：22名(会議室内傍聴定員30名を下回り、別室モニター室での傍聴なし。)

### 3 今後の予定

第2回会議は、令和2年4月頃を予定。



計画地周辺の地形



※ 縦：横＝1：1

地形図

資料出典：2万5千分の1地形図 (H27.10) 国土地理院  
 地理院地図 (電子国土WEB) HP  
 (<https://maps.gsi.go.jp/>) に加筆

